

(仮称)港区客引き行為等の防止に関する条例(案)の基本的な考え方

基本的な考え方の概要

1 規制場所

道路、公園、広場その他の公共の場所を対象とします。

2 規制業種等

ア 客引き・客待ち行為

飲食店、カラオケ、マッサージ等を含む全ての業種を規制対象にします。

イ 勧誘(スカウト)・勧誘(スカウト)待ち行為

次の役務等(仕事)を規制対象にします。

- ・人の性的好奇心に応じて人に接する役務(性風俗等)
- ・異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務(ホステス等)
- ・わいせつな行為の被写体となること(アダルトビデオへの出演等)

3 規制行為(具体例は本編の2~3ページ参照)

公共の場所において、下記ア~エの客引き行為等を明確に禁止します。

ア 客引き行為：不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

イ 客待ち行為：客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為

ウ 勧誘(スカウト)行為：不特定の者の中から相手方を特定して、上記「2」「イ」に記載の役務(仕事)等に従事するよう誘う行為

エ 勧誘(スカウト)待ち行為：勧誘(スカウト)行為をする目的で相手方となるべき者を待つ行為

※ 規制対象外の行為

署名や募金等の社会的な活動のほか、道路使用許可を得たティッシュ・チラシ配り、敷地からの呼び込み等は不特定多数の者に対する行為であり、規制の対象外になります。

4 違反者への措置

違反者に対しては、指導、勧告、命令のうえ、是正されない場合は、5万円以下の「過料」及び「公表」を適用します。

5 誓約書の提出

食品衛生法に基づく飲食店営業許可(新規・更新含む)を受けた事業者に対し、「客引き行為等を用いた営業をしない」旨を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めます。

6 主なスケジュール(予定)

平成28年中の港区議会第4回定例会への上程及び平成29年中の施行を目指します。

客引き等迷惑行為防止啓発員について

区では、現在、客引き等の迷惑行為を抑止するための啓発を集中的に行う「客引き等迷惑行為防止啓発員」(港区生活安全パトロール隊)を新橋、六本木、赤坂に配置しています。

条例制定後は、根拠規定に基づく指導を行うなど、これまで以上に活動を強化していきます。

